

業務指示書

パプアニューギニア国道路整備能力強化プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限： 2013年9月4日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 木戸 正巳 Kido.Masami@jica.go.jp

質問に対する回答： 2013年9月9日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳団員については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・日本国法令に基づき設立された内国法人(外資系を含む。)に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・内国法人が外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するものか外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：道路整備に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容（国内及び現地）
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

() (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。

注) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません）。副業務主任者は1名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、(4) 要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とする。

(2) 業務主任者（／副業務主任者）の経歴

以下(3)に掲げる項目に加え、総括責任者として必要な経験、能力等について記載して下さい。

(3) 評価対象業務従事者（評価対象者のみ）の経歴

- 1) 類似業務の経験
- 2) 海外業務の経験

- 3) 対象国（パプアニューギニア及びその他全途上国）での業務の経験
- 4) 語学能力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 5) 学歴、業務歴、取得学位、資格等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 研修受講実績
- 7) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年9月13日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写 5部
見積もり 正1部 写 1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第9.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び算出根拠

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含む）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(PGK1 = 44.274 円 , US\$1 = 98.100 円 , EUR1 = 130.100 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： 9月19日(木) 10:00 ~ 12:00

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構 2階 208会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課・第三課まで報告するものとします。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課・三課まで報告するものとします。

条件等は、以下のとおりです。

a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。

b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用する場合は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。但し、技術評価の結果、各プロポーザル提出者の技術評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第8により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／道路維持管理アドバイザー
道路維持管理エンジニア
メカニックエンジニア

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

50.50 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2013年9月27日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の経験・能力

②本件業務の実施方針

③業務主任者及び業務従事者の経験・能力

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

・技術評価点の差が僅少で見積価格を加味した場合には、価格点と技術評価点を合わせた合計点を公表する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成要領」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規定：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規定」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

（ ）本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

(1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、従来の2穴バインダー（2穴リング式）綴じから紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書（評価対象業務従事者）または業務従事者名簿（評価対象外業務従事者）を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

- 変更により契約金が増額になる場合
 - ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合
 - (ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出
 - (イ)契約交渉
 - (ウ)変更契約書締結による変更承認
 - イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合
 - (ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）
 - (イ)変更契約書締結
- 変更により契約金額が減額になる場合
 - ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合
 - (ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出
 - (イ)契約交渉
 - (ウ)変更契約書締結による変更承認
 - イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下
 - (ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

パプアニューギニア国道路整備能力強化プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制 (本邦/現地)	4.00	
2. 本件業務の実施方針	(30.00)	
(1) 業務指示書の理解度	3.00	
(2) 業務方針的確性	6.00	
(3) 業務方法、作業計画の業務方針との整合性、現実性等	8.00	
(4) プロジェクト運営・技術移転計画(専門家、機材、研修員受入等)の妥当性	9.00	
(5) 事前のカリキュラム・テキスト作成等国内作業計画の妥当性		
(6) 業務主任者によるプレゼンテーション(業務方針的確性、現実性等)	4.00	
3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1)業務主任者の経験・能力 総括/道路維持管理アドバイザー	(30.00)	(24.00)
イ 類似業務の経験	9.00	7.00
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	3.00	2.00
ハ 語学力	4.00	3.00
ニ 業務主任者としての経験及び評価	5.00	4.00
ホ その他学位、資格等	3.00	2.00
ヘ 業務主任者によるプレゼンテーション(専門的資質、表現方法の理論性、説得力、業務への取組意欲等)	6.00	6.00
2)業務管理グループの管理体制	-	(6.00)
イ 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力	(30.00)	
1) 担当事項: 道路維持管理エンジニア	(15.00)	
イ 類似業務の経験	7.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	3.00	
2) 担当事項: メカニックエンジニア	(15.00)	
イ 類似業務の経験	7.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	3.00	
3) 担当事項:	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
4) 担当事項:	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. プロジェクトの背景

パプアニューギニア独立国（以下、「パ」国）は、中央に 3,000～4,000m 級の山脈が東西に連なり国土を分断し、また高山以外は深い熱帯雨林に覆われている。このような険しい地形条件により、幹線道路網にも多くのミッシングリンクがある。その結果、地域間の人の移動を困難にしているだけでなく、農産物の消費地への輸送や住民の公共サービスへのアクセスが阻害され、国内経済の発展を妨げる大きな要因の一つとなっている。

公共事業省（Department of Works、以下「D○W」）が管轄している国道の総延長は 8,738km である。うち道路舗装率は 36%にとどまり、残りの 64%に相当する 5,590km が砂利国道となっている。砂利国道はその機能を維持するために日常的な整備・維持管理が重要である。その作業は、植生除去、排水路の清掃などの軽作業と、路面の修復のための不陸整正、散失した砂利の追加などの重作業に分類される。前者の軽作業は人力施工が主体で、道路公団（National Road Authority）が民間業者に発注する形で実施されているのに対し、後者はモーターグレーダ等の重機を必要とし、D○Wの管轄となっている。D○Wはそれら重作業を直営で行うことを基本としており、建設機材課（Plant and Transport Division、以下、「PTD」）が道路整備機材の管理を担当している。しかしPTDは、保有する機材の不足や老朽化および職員の能力不足という問題を抱えており、直営で実施できない事業は民間業者への発注にて対応している。ところが、「パ」国内の民間業者は数が限られているうえ、コストが高いという問題があり、特に地方部では民間業者が存在していないことも多く、結果、適切に維持・管理されている砂利国道は全体の1割程度であり、残りの9割は悪路のまま放置されているのが現状である。また、「パ」国では毎年、地すべりや洪水等の自然災害が多発し、重要な幹線道路であっても頻繁に寸断されている。その緊急対応、復旧もD○Wの業務であるが、前述と同じ理由により、迅速な対応が出来ておらず、長期間道路が閉鎖される原因となっている。

PTDの保有機材の不足・老朽化という問題に関しては、無償資金協力「道路補修機材整備計画」により、モロベ州、西ハイランド州、東セピック州、西ニューブリテン州の4州のD○W地方事務所に対して道路整備機材を調達し、同州およびその周辺州における道路整備に活用される予定である。本プロジェクトにおいては、PTDが抱えるもう一つの課題である職員の能力不足という点にアプローチすべく、上記4州を対象に、同無償資金協力事業で調達される機材を用いて、機材の運転・整備の実習を行うほか、実際に特定区間の未舗装道路の維持管理を行うことで、D○W職員の未舗装道路維持管理に必要な能力を総合的に強化する予定である。

2. プロジェクトの概要

(1) 上位目標

対象州内の道路網のうち、D○Wが直営で維持管理を実施する区間が持続的に維持管理される。

(2) プロジェクト目標

対象州において、D○Wの直営による道路維持管理能力（組織、運営、技術面）が向上する。

(3) 期待される成果

成果1：対象州におけるD○W州事務所職員の能力が向上する。

成果2：D○Wの直営事業により、対象州におけるパイロットサイトの道路が適切に維持管理される。

成果3：対象州において、道路維持管理機材が適切にかつ効率的に活用される。

成果4：プロジェクトの活動や達成内容が関係者に周知される。

(4) 活動の概要

【成果1に係る活動】

- 1) 対象州において、D○W職員（オペレーター/メカニック/エンジニア）の能力を把握するためのベースライン調査を行う。
- 2) D○W職員に対する研修計画及び研修教材を開発する（オペレーター/メカニック/エンジニア別）。
- 3) 対象州において、オペレーター、メカニック及びエンジニアに対する実地研修を行う。
- 4) D○W技術講師へのTOT研修を行う。

【成果2に係る活動】

- 1) 対象州の道路状況を把握する。
- 2) D○W並びにJICA双方の協議のもと、対象州でのパイロットサイトを選定する。
- 3) パイロットサイトにおける維持管理工事にかかる事前準備作業を行う。
- 4) プロジェクト活動に対する理解促進及び支援を目的として、パイロットサイト周辺の住民へのワークショップを実施する。
- 5) 無償資金協力により調達された道路維持管理機材の利用並びにプロジェクトで訓練したD○W職員によって、上記活動2の2)で選定された道路の補修・維持管理を行う。
- 6) 対象州D○W事務所のオペレーター、メカニック及びエンジニアに対して、パイロットサイトでのOJT研修を行う。
- 7) パイロットサイトでの維持管理工事に関連する実際の支出額を記録し、維持管理工事の単価を計算する。

【成果3に係る活動】

- 1) 対象州において、既存の道路インベントリーや道路維持管理計画を確認する。
- 2) 対象州における道路維持管理機材の配置活用計画の策定を支援する。
- 3) PTDに関する既存の教材やマニュアルの調査、分析を行う。
- 4) 道路維持管理機材に関連する教材やマニュアルの改訂を支援する。
- 5) トラストアカウントの見直し、分析を行う。

【成果4に係る活動】

- 1) プロジェクトの活動や成果が、D○Wの報告書やウェブサイトに掲載され

るよう支援を行う。

- 2) メディア報道（テレビ、新聞、ラジオ等）などによって、プロジェクトの活動や成果を広く周知するための広報活動を支援する。

(5) 対象地域

- 1) プロジェクト本部：ポートモレスビー（D○W本部、首都特別州）
- 2) プロジェクト地方事務所：レイ（モロベ州）¹
- 3) 対象州：モロベ州、西ハイランド州、東セピック州、西ニューブリテン州

(6) 関係官庁・機関

公共事業省（D○W）

3. 業務の目的

「パプアニューギニア独立国・道路整備能力強化プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係るR/Dに基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、2013年8月1日に当機構がD○Wと締結したR/D（Record of Discussions）に基づき実施される技術協力プロジェクトの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 安全対策

「パ」国では、特に都市部において一般治安が悪く、安全対策に万全を期す必要がある。本プロジェクトの実施に当たっては、安全対策に関するJICA「パ」国事務所からの情報提供・指導を踏まえると共に、コンサルタントチームとしても治安情報の収集に努め、日常の移動も含め治安対策を入念に行うこと。また、常に緊急時の連絡体制を整備し、JICA「パ」国事務所と共有すること。

(2) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現

¹ 総括/道路維持管理アドバイザーを除く団員はプロジェクト地方事務所であるレイを拠点として活動し、同地が本プロジェクトにおける中心的なサイトとなることを想定している。

状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜「パ」国事務所に対して提言を行うことが求められる。

「パ」国事務所は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方C/Pとの合意文書の変更、契約の変更等）を取ることにする。

(3) C/Pのオーナーシップの確保

本プロジェクトは、成果品となるマニュアルや研修教材等を作成することもさることながら、業務実施のプロセスにおいて如何にC/Pの能力を向上させるかが最も重要である。

コンサルタントは、「パ」国側関係機関の主体性を尊重し、また主体性を引き出しながら、共同作業を通じて彼らが必要な能力を向上させ、自らそれらを活用していくことができるようにしていくプロセスについて十分意識・工夫するものとする。

特に「パ」国の場合、他ドナー支援による外国人アドバイザーに業務を丸投げする習慣が根付いており、「パ」国側人材の能力強化が伴わないケースが多くみられるため、業務実施に当たっては特に留意が必要である。

(4) 技術移転の方法

日常的な業務の実施に当たっては、日本側専門家内のみで業務を実施するのではなく、「パ」国側C/Pと密接に共同してプロジェクト活動を進めていくことを基本として、双方が参加する定期的なプロジェクト進捗管理の場を設けることとする。

特に各種基準、マニュアル類の作成等にあたっては、JCCのメンバーも交えたワークショップ等を開催し、合意形成プロセスを確保することとする。

(5) 無償資金協力「道路補修機材整備計画」との連携

同無償資金協力は2012年2月にE/NおよびG/Aが署名され、現在調達業務が進められている。

本プロジェクトの活動で同無償資金協力で調達予定の道路維持管理機材を活用する予定であることから、同機材の調達スケジュールを念頭に置いて活動を計画、実施することとし、もし調達スケジュールが変更になる場合は、必要に応じて「パ」国事務所に対してプロジェクト活動の変更を提言すること。

(6) トラストアカウトに関する協力

トラストアカウトは、PTDの機材運用に特化した口座で、機材の維持管理、更新費用は同口座から支出される。トラストアカウトの主たる収入源はDOW内で道路整備を担当する土木部門への機材貸出料であるが、その他PTDが対応した警察などの公共機関の車輛の修理、維持管理代金も収入源となっている。

貸出単価は機材の償却費をはじめとして、整備費、維持管理の事務経費など一般的な経費は全て含まれているとされているが、実際にはそれらの必要経費が適切に反映されていないことが課題として挙げられていることから、本プロ

プロジェクトでも、PTDの能力強化の一環で、同トラストアカウントの運用管理体制強化に関する支援を行う。

(7) D○Wの商業コンセプト事業

D○Wの2013年から2016年の達成目標に、商業コンセプト事業を導入・実施することが掲げられている。同事業は、PTDがD○W次官との間で特別業務契約（Special Works Contract、SWC）を締結し、道路維持管理事業を請け負う事業である。既に2件のパイロット事業が開始されており、PTD担当の第一次官補（First Assistant Secretary）は今後同事業を拡大させていくことを目指している。

同事業を適切に運用していくためには、費用や工期の実績データの蓄積が必要となるため、本プロジェクトにおいてその算定方法を定め、本プロジェクトにおけるパイロット事業等を対象にインベントリーを作成する。

なお、現在D○Wは、道路維持管理業務の民間企業への外注を推進し、外注での対応が難しい場合にはD○Wの直営で事業を実施するという方針であるため、上記商業コンセプト事業を支援することにより民業圧迫を助長するとの誤解を与えないよう、対外的な説明は慎重に行うこと。

(8) AusAIDによるTransport Sector Support Program(TSSP)2との調整

TSSP2では、D○Wの道路維持管理事業の民間事業者への発注能力の強化にかかる支援を予定しており、本プロジェクトの対象州のうち、西ハイランド州を除く3州において、民間への発注を前提にした道路維持管理計画を策定する予定である。

本プロジェクトは、民間への発注が困難なエリアにおけるD○W直営による事業実施能力の強化を目指すものであることから、本プロジェクトにおけるパイロット事業サイトの選定及び道路維持管理機材配置活用計画の策定に当たっては、TSSP2の支援対象エリアと重複しないよう留意すること。

(9) パイロットサイトの選定

パイロットサイトは、プロジェクト開始後、JICA専門家とD○Wの協議を通じ、以下に挙げる基準に沿って各州において選定する予定である。

- 1) 民間企業のビジネスを阻害しないこと（民間コントラクターが一定数存在し、外注による道路維持管理が成立しているエリアは対象としない）。
- 2) 他ドナーの支援と重複しないこと（特にAusAIDによるTSSP2）。
- 3) D○Wが管轄する未舗装道路であること（地方政府の管轄であっても、D○Wに維持管理を委託する区間を含む）。
- 4) 大規模災害からの復旧や新規道路開通などの大規模工事が含まれないこと。
- 5) パイロット事業にかかる費用はD○Wが負担すること。
- 6) 州都からのアクセスが難しいこと。
- 7) JICA専門家が活動できるレベルの治安状況であること。
- 8) 近隣コミュニティと問題が起きないこと²。

² 当国では、政府が所有権を有していると主張している国道であっても、地主との土地紛争が発生しているケースが多く見受けられる。そのため、パイロットサイトの選定に当たっては関係者

9) 10~20kmの区間を対象とする。

10) パイロット事業の成果を積極的に外部に発信できること³。

(10) 成果の面的拡大を目指すための方針

本プロジェクトでは4州のみを対象とするが、将来的にはD○Wが本プロジェクトの成果を他州にも普及させていくことが求められる。そのため、本プロジェクトの実施に当たっては、有望な人材を積極的に他州での研修講師として活用するなど、D○W内の人材育成にも積極的に取り組むこととする。

(11) 広報に対する協力的方針

現在はD○Wの道路維持管理業務を批判するマスメディアの報道が多く、予算配分を含めてD○Wに対する風当たりが強いのが現状である。そのため、本事業を通じてD○Wの直営事業の成功事例を発信し、政治家や一般大衆の評価を高め、D○Wに対する予算配分を増加させるという正のスパイラルを生むためにも、本プロジェクトでは、通常のプロジェクト広報以上の積極的かつ戦略的な情報発信が求められる。

(12) 「パ」国側プロジェクト実施体制

過去にPTD担当第一次官補を務めたこともある経験豊富なPTD所属の職員がプロジェクトコーディネーターとしてアサインされ、プロジェクト実施に当たって必要な各種調整業務を行う予定である。

その他、各年次のワーク・プランの承認やプロジェクトスコープの変更等の重要事項の決定に当たっては、D○Wを中心としたメンバーで構成される合同調整委員会（JCC）を開催し、協議することとする。

(13) 事業のフェーズ分け

本業務については、「パ」国側の予算年度も考慮し、以下の4つの契約期間に分けて実施することを想定する。

- ・第1年次：2013年11月～2014年12月
- ・第2年次：2015年1月～2015年12月
- ・第3年次：2016年1月～2016年12月
- ・第4年次：2017年1月～2017年10月

このため、各年次の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等について当機構が指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。

なお、契約期間分けについては、上記記述に拘らず、コンサルタントが適切と考える期間をプロポーザルにて提案することとする。

(14) プロジェクトの中間レビューと終了時評価

当機構は、2015年11月頃に中間レビュー調査、2017年4月頃に終了時評価調査を予定している。両調査の実施に際しては、コンサルタントは、その基礎

への聞き取り調査を実施し、こうした周辺住民との土地問題が発生している場所は避けること。
³ 極力、パイロット事業の開始前後で同区間の道路状況が大きく改善され、車輛等の通行が容易になることで、高い広報効果が期待できる区間を選ぶ。

資料として、既に実施した業務に関連して作成した資料等を整理、提供するとともに、実務的に可能な範囲で、現地調査において必要な便宜を供与するものとする。なお、両調査の実施時期については、プロジェクトの進捗状況等を踏まえ、変更される可能性がある。

6. 業務の内容

【第1年次契約期間：2013年11月～2014年12月】

(1) ワーク・プラン（第1年次原案）の作成・協議

本プロジェクトにかかる詳細計画策定調査報告書等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン（第1年次原案）（英文）に取りまとめる。

同プラン（原案）を基に、「パ」国側関係者と協議、意見交換し、プロジェクトの全体像を共有するとともに、必要に応じてその修正版を作成し、ワーク・プラン（第1年次）として取りまとめ、合意することとする。

成果1に関する活動

(2) 対象州におけるベースライン調査

D○W州事務所は、事務所長である Provincial Works Manager を筆頭に、総務・経理課、土木課、建築課、PTDに分かれている。これらのうち、本プロジェクトで直接的なC/Pとなるのは土木課に所属するエンジニアおよびPTDに所属する重機オペレーター、メカニックである。研修の計画およびプロジェクトの成果の測定に活用することを目的に、対象州事務所における同D○W職員の現状の能力を調査するベースライン調査を行う。

調査に当たっては簡易アンケートを作成し、各職員に回答してもらうことを想定しているが、その詳細な方法及び内容についてはプロポーザルにて提案すること。

また、取りまとめたベースライン調査結果は簡単な報告書にまとめ、関係者間で共有できるようにすること。

(3) D○W職員に対する研修計画、教材の開発

対象州のD○W事務所におけるオペレーター、メカニック、エンジニアを対象とした研修計画及び教材を作成する。その際、オペレーター、メカニック向けの研修教材は、無償資金協力「道路補修機材整備計画」で調達が予定されている機材の仕様を踏まえたものとなるようにする。また、エンジニア向けの研修は、工程管理、品質管理、原価管理、安全管理をカバーする未舗装道路の整備、維持管理業務に必要な基礎知識が習得できる内容とする。研修計画および教材の策定に当たっては、上記（2）の調査結果から得られたそれぞれの職員の現状の能力を十分考慮した内容となるよう留意する。また、研修後の現場配属後における使用にも耐えうるものとなるよう工夫する。

なお、研修教材は原則として対象4州で共通の内容とすることを想定しているが、上記（2）の調査結果等から、州ごとに内容を変えるのが妥当であると判断

された場合には内容を変えることも可とする。

また、当業務で作成する研修教材は、その後の研修での使用を経て内容を改善していくことを想定していることから、第一次案という扱いとすること。

(4) オペレーター、メカニック、エンジニアに対する実地研修

上記(3)で策定した研修計画及び教材を用いて、対象州事務所においてオペレーター、メカニック、エンジニアに対する実地研修を実施する。

その際、オペレーター及びメカニックに対する研修では、無償資金協力「道路補修機材整備計画」で調達された機材を使用することを想定していることから、常に同無償資金協力事業の調達スケジュールを確認して業務を計画すること。

(5) D○W技術講師へのTOT研修

D○Wの人材開発課が所管する研修のうち、レイの National Rebuilt Centre (以下、「NRC」)では4年間のメカニック養成研修が実施されており、同センターには技術講師が数名在籍している。上記(3)で作成した教材及び(4)の研修実施結果を踏まえ、同センターの技術講師に対してTOT研修を実施する。

成果2に関する活動

(6) 対象州の道路状況の把握

下記(7)でパイロットサイトを選定するための前提として、対象州においてD○Wが管轄する道路の状況(路面、整備状況、大まかな交通量など)を把握する。

なお、当該業務は基本的にD○Wが管轄する国道を対象とするが、地方政府が管轄する地方道の維持管理をD○Wに委託しているケースもあるため、必要があればそれら区間も調査対象とすること。

(7) パイロットサイトの選定

上記5.(9)で示した基準に則り、対象州のD○W事務所との協議の下でパイロットサイトを選定する。

なお、選定の過程ではJICA「パ」国事務所とも適宜情報共有を行い、最終決定の際には事前に承認を得ること。

(8) パイロット事業の事前準備

パイロットサイトにおける道路維持管理工事の開始に先立って、対象州のD○W事務所と協議の下、本プロジェクト期間中の維持管理計画を立案する。その際、工事に従事する予定のD○W職員のスケジュールを十分考慮した計画となるよう留意する。

また、パイロット事業に必要な経費はD○Wの負担となることから、同計画を次年度の予算確保の根拠として活用することを想定している。そのため、同計画には「パ」国会計年度別の大まかな必要経費も合わせて記載すること。

(9) パイロットサイト周辺住民に対するワークショップの実施

パイロットサイトに隣接するコミュニティやパイロットサイトを生活道路とし

て日常的に利用するコミュニティを対象とし、本プロジェクト及びパイロット事業の背景や目的、実施計画について説明するワークショップを実施する。

なお、パイロットサイトの選定に当たっては近隣コミュニティとのトラブルが発生しないことを条件にしているため、本ワークショップの目的は住民との間のトラブル解決ではなく、あくまでパイロット事業を円滑に実施するための周辺住民の理解促進及びフィードバックを目的に実施する。また、道路機能の維持に資する道路周辺の植生除去や清掃といった周辺住民によるボランティアベースの協力を引き出す工夫も合わせて行う。

基本的にはコミュニティ全体を対象として実施することを想定しているが、あまりに人数が多い場合は、対象をコミュニティの代表者に絞ることも可とする。

(10) パイロット事業の実施

上記(8)で策定した維持管理計画に則り、パイロットサイトの道路補修工事およびその後の定期的な維持管理工事を実施する。その際、無償資金協力「道路補修機材整備計画」で調達された機材を活用し、上記(4)で研修を受けたD○W職員が業務に従事するよう留意すること。

(11) D○W職員のOJT研修の実施

上記(4)の研修内容を踏まえ、上記(10)で実施するパイロット事業をD○W職員のOJT研修として位置づけて能力強化を行う。

(12) 維持管理工事の単価の計算

現在のPTDの建設機材貸し出し単価は、実際に必要な経費等を踏まえた適切な単価が設定されていないことが問題になっている。これを踏まえ、下記(17)のトラストアカウントの見直しに活用することを目的とし、上記(10)のパイロット事業における人件費を含めた支出額を記録し、D○W直営事業による道路維持管理工事の単価を計算する。

成果3に関する活動

(13) 道路インベントリー及び道路維持管理計画の確認

対象州において、州内の道路インベントリー及び道路維持管理計画の有無を確認する。特に道路維持管理計画については、AusAIDがTSSP2の中で民間企業への外注を前提とした維持管理計画の策定支援を予定していることから、その内容をよく確認すること。

(14) 道路維持管理機材の配置活用計画の策定支援

上記(13)で確認した既存の道路維持管理計画を踏まえた上で、D○Wが直営で維持管理を担当する区間に対する道路整備機材配置計画の策定を支援する。

なお、当該業務は基本的にD○Wが管轄する国道を対象とするが、地方政府が道路維持管理業務をD○Wに委託している地方道があれば、必要に応じて対象に含めて構わない。

なお、プロジェクト実施期間中に、対象州内で地滑り等の自然災害が発生し、D○W管轄の道路が被災した際には、機材が優先的に災害復旧に従事できるよう、

可能な範囲で同計画の改訂を支援すること。

また、無償資金協力「道路補修機材整備計画」で調達予定の機材は、対象州だけでなく、陸路で移動可能な周辺州でも活用されることが想定されている。本業務では本プロジェクト対象州内のみの機材配置活用計画の策定を支援する予定であるが、D○Wの他州事務所から要請があれば、同計画の実行に支障が出ない範囲で対応することを妨げないこととする。

(15) PTD教材、マニュアルの調査、分析

現在PTDで使用されている研修教材、マニュアル、フォーマット等を収集し、内容を分析する。

(16) 道路維持管理機材に関連する教材、マニュアルの改訂支援

上記(15)で分析した教材、マニュアルのうち、現状に即して改訂が必要と判断されたものについて、改訂作業を支援する。

なお、本プロジェクトの詳細計画策定調査の際に収集され、改訂が必要と判断された教材、マニュアル、フォーマットは以下の通り。

- ・NRCでのメカニック養成研修教材
- ・PTDプラントマニュアル(1995年改訂版。但し、本プロジェクトに直接関わる箇所のみ。)
- ・各種フォーム(機械始業前点検、車両不良報告書、整備実施記録、パーツ管理表等)

上記の教材、マニュアル以外で改訂の必要性が確認された場合は、D○W及びJICA「パ」国事務所と協議のうえ、対象に含めること。

(17) トラストアカウントの見直し、分析

上記(12)において算出したD○W直営事業による道路維持管理工事の単価を用いて、PTDの適切な機材貸し出し単価の設定を支援する。

また、無償資金協力「道路補修機材整備計画」による新規機材の導入により、トラストアカウントの収支が大きく改善することが期待されることから、その運用をレビューすると共に、対象州を中心に、機材が不足しているD○W州事務所への新規機材の調達を側面支援する。

成果4に関する活動

(18) プロジェクト活動、成果のD○W報告書、ウェブサイトへの掲載支援

プロジェクト活動内容及びその成果が、D○Wの年次報告書及び同省のウェブサイトに掲載され、関係者に周知されるよう、記事の取りまとめ方や掲載方法について助言を行う。

(19) マスメディアへの広報活動の支援

プロジェクト活動内容及びその成果(特にパイロットサイトにおける道路維持管理工事の成果)のうち、より広報効果が高いものを抽出し、それらがテレビ、新聞、ラジオ等のマスメディアに取り上げられるようD○Wの広報活動を支援する。また、プロポーザルでこれら広報戦略について提案すること。

なお、JICA「パ」国事務所も主要マスメディア担当者の情報を提供することが可能であるため、DOWがコネクションを有しない場合は事務所担当者まで相談すること。

(20) プロジェクト業務進捗報告書の作成

第1年次契約期間の活動状況を取りまとめ、プロジェクト業務進捗報告書として取りまとめる。同報告書は、JCCで報告するものとする。

【第2年次契約期間：2015年1月～2015年12月】

(1) ワーク・プラン（第2年次原案）の作成・協議

業務計画書（第2年次）に基づき、第2年次の活動の基本方針、具体的方法等を既述したワーク・プラン（第2年次原案）（英文）を作成し、「パ」国側関係者と協議、意見交換した上で、第2年次の活動内容をワーク・プラン（第2年次）として取りまとめ、合意することとする。

(2) 成果1に関する活動

第1年次の（3）～（5）の活動を継続する。

(3) 成果2に関する活動

第1年次の（8）～（12）の活動を継続する。

なお、そのうち（9）に関しては、第1年次に実施したワークショップおよびパイロット事業の結果、第2年次に再度ワークショップを実施する必要性がないと判断された場合は、当該業務を省略することも可とする。

(4) 成果3に関する活動

第1年次の（14）、（16）、（17）の活動を継続する。

(5) 成果4に関する活動

第1年次の（18）、（19）の活動を継続する。

(6) プロジェクト業務進捗報告書の作成

第2年次契約期間の活動状況を取りまとめ、プロジェクト業務進捗報告書として取りまとめる。同報告書は、JCCで報告するものとする。

【第3年次契約期間：2016年1月～2016年12月】

(1) ワーク・プラン（第3年次原案）の作成・協議

業務計画書（第3年次）に基づき、第3年次の活動の基本方針、具体的方法等を既述したワーク・プラン（第3年次原案）（英文）を作成し、「パ」国側関係者と協議、意見交換した上で、第3年次の活動内容をワーク・プラン（第3年次）として取りまとめ、合意することとする。

(2) 成果1に関する活動

第2年次に引き続き、第1年次の（4）、（5）の活動を継続する。

(3) 成果2に関する活動

第2年次に引き続き、第1年次の(8)～(12)の活動を継続する。

なお、そのうち(9)に関しては、第2年次までに実施したワークショップおよびパイロット事業の結果、第3年次に再度ワークショップを実施する必要性がないと判断された場合は、当該業務を省略することも可とする。

また、これらの活動に関し、最終年次の第4年次にはJICA専門家のアドバイスを受けることなく、DOW職員が可能な限り自分たちの力で活動を実施できることが望ましいため、それを念頭に置いて活動を実施すること。

(4) 成果3に関する活動

第2年次に引き続き、第1年次の(14)、(16)、(17)の活動を継続する。

なお、そのうち(14)に関しては、第3年次で内容を最終化することを念頭において活動を行うこと。

(5) 成果4に関する活動

第2年次に引き続き、第1年次の(18)、(19)の活動を継続する。

なお、これらの活動に関し、最終年次の第4年次にはJICA専門家のアドバイスを受けることなく、DOW職員が可能な限り自分たちの力で活動を実施できることが望ましいため、それを念頭に置いて活動を実施すること。

(6) プロジェクト業務進捗報告書の作成

第3年次契約期間の活動状況を取りまとめ、プロジェクト業務進捗報告書として取りまとめる。同報告書は、JCCで報告するものとする。

【第4年次契約期間：2017年1月～2017年10月】

(1) ワーク・プラン(第4年次原案)の作成・協議

業務計画書(第4年次)に基づき、第4年次の活動の基本方針、具体的方法等を既述したワーク・プラン(第4年次原案)(英文)を作成し、「パ」国側関係者と協議、意見交換した上で、第4年次の活動内容をワーク・プラン(第4年次)として取りまとめ、合意することとする。

(2) 成果1に関する活動

第3年次に引き続き、第1年次の活動(3)、(5)の活動を継続する。

なお、そのうち(3)については、第1～3年次に実施した実地研修およびOJT研修の結果を踏まえ、最終版を取りまとめる。

(3) 成果2に関する活動

第3年次に引き続き、第1年次の活動(8)～(12)の活動を継続する。

なお、第3年次までの活動を経て、DOW側が自律的にこれらの活動を実施できると判断した場合には、JICA専門家はDOWが実施する活動のモニタリングのみを実施することとする。

(4) 成果3に関する活動

第3年次に引き続き、第1年次の活動(16)、(17)の活動を継続する。

なお、そのうち(16)については、第1～3年次の活動の結果を踏まえ、最終版を取りまとめる。

(5) 成果4に関する活動

第3年次に引き続き、第1年次の(18)、(19)の活動を継続する。

なお、第3年次までの活動を経て、D○W側が自律的にこれらの活動を実施できると判断した場合には、JICA専門家はD○Wが実施する活動のモニタリングのみを実施することとする。

(6) 対象州におけるエンドライン調査

本プロジェクトを通じての能力強化の成果を測定するため、対象州事務所のエンジニアおよびPTDに所属する重機オペレーター、メカニックを対象としたエンドライン調査を行う。

調査に当たっては簡易アンケートを作成し、各職員に回答してもらうことを想定しているが、その詳細な方法及び内容についてはプロポーザルにて提案すること。

また、取りまとめたエンドライン調査結果は簡単な報告書にまとめ、関係者間で共有できるようにすること。

(7) プロジェクト業務完了報告書の作成

契約期間全体の活動状況を取りまとめ、プロジェクト業務完了報告書として取りまとめる。同報告書は、JCCで報告するものとする。

【全契約期間を通じての業務】

(1) 合同調整委員会(JCC)の開催

プロジェクトの円滑かつ効果的な運営のため、D○W次官を議長としてJCCを少なくとも年1回開催し、重要事項に係る意思決定を行う。その他、JCCでは、プロジェクトの進捗や懸念事項、成果の発言に資する提案等を関係者間で共有・協議し、その結果を適宜業務計画に反映させる。

(2) C/P研修の実施

本プロジェクトのC/Pのうち、能力が高く、研修内容を他の職員に普及できる見込みが高い者を対象とし、我が国の道路整備政策及び技術を習得し、「パ」国の現状と比較して課題及び改善点を検討させることで、本プロジェクトの効果を一層高めることを目的に、本契約に含める形で⁴本邦におけるC/P研修を実施する。

なお、1回あたりの研修期間は、渡航及び国内機関が実施するブリーフィング等に要する日数を含め16日間程度とし、全契約期間を通じて合計8名程度が研修に参加することを想定している。

⁴ 「コンサルタント等契約における研修員受入事業実施ガイドライン(2012年4月版)」を参照。

研修実施回数、実施時期及び内容についてはプロポーザルにて提案すること。なおその際、必要経費が大幅に上回らないことを条件に、本邦以外の第三国における研修を提案することも可とする。

なお、本プロジェクトのC/P研修以外に、本プロジェクトの内容と関係が深く、C/Pを参加させるのに適当と判断したJICAの課題別研修も数コース確保する予定である。本プロジェクトのC/Pの中で、同研修に参加するのに適当な人材がいる場合は、JICA「パ」国事務所に対して情報を提供するなど、研修実施に当たって必要な支援を行うこと。

(3) 治安情報の継続的収集

「パ」国では、JICA専門家が活動を行う上で一般治安の悪さが懸念材料となっていることから、プロジェクトの実施に当たっては、継続的にプロジェクトサイトにおける治安情報を収集する。これを月報に記載し、JICA「パ」国事務所と共有する。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、第1～3年次はプロジェクト事業進捗報告書、第4年次はプロジェクト事業完了報告書とし、それぞれ(2)の技術協力成果品を添付するものとする。

年次	レポート名	提出時期	部数
第1年次	業務計画書(第1年次) (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10日以内	和文: 5部
	ワーク・プラン(第1年次)	業務開始から約3ヵ月後	英文: 10部
	プロジェクト業務進捗報告書(第1年次)	第1年次契約終了時	和文: 5部 英文: 10部 CD-R: 3枚
第2年次	業務計画書(第2年次) (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10日以内	和文: 5部
	ワーク・プラン(第2年次)	業務開始から約1ヵ月後	英文: 10部
	プロジェクト業務進捗報告書(第2年次)	第2年次契約終了時	和文: 5部 英文: 10部 CD-R: 3枚
第3年次	業務計画書(第3年次) (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10日以内	和文: 5部

	ワーク・プラン（第3年次）	業務開始から約1ヵ月後	英文：10部
	プロジェクト業務進捗報告書（第3年次）	第3年次契約終了時	和文：5部 英文：10部 CD-R：3枚
第4年次	業務計画書（第4年次） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10日以内	和文：5部
	ワーク・プラン（第4年次）	業務開始から約1ヵ月後	英文：10部
	プロジェクト業務完了報告書	第4年次契約終了時	和文：5部 英文：10部 CD-R：3枚

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、当機構とコンサルタントで協議、確認する。

ア) ワーク・プラン記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法
- d) プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- e) PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- f) 業務フローチャート
- g) 詳細活動計画（WBS等の活用）
- h) 要員計画
- i) 先方実施機関便宜供与負担事項
- j) その他必要事項

イ) プロジェクト業務進捗報告書／完了報告書記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- d) プロジェクト目標の達成度（中間評価・終了時評価結果の概要等）
- e) 上位目標の達成に向けての提言
- f) 次期活動計画（進捗報告書のみ）

添付資料（和文版に添付する資料は英文でも構わない。）

- ① PDM（最新版、変遷経緯）
- ② 業務フローチャート
- ③ 詳細活動計画（WBS等を活用）

- ④専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
- ⑤研修員受入れ実績
- ⑥供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- ⑦合同調整委員会議事録等
- ⑧その他活動実績

注) d)、e) 及び⑥の引渡しリストは完了報告書のみ記載

(2) 技術協力成果品等

コンサルタントが直接作成する以下の資料を提出する。なお、提出に当たっては、それぞれの完成年次のプロジェクト事業進捗報告書／完了報告書に添付して提出することとする。

- ア ベースライン調査報告書
- イ 研修教材（オペレーター、メカニック、エンジニア別）
- ウ 道路維持管理機材配置活用計画
- エ 改訂版道路維持管理機材関連教材、マニュアル
- オ エンドライン調査報告書

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、当機構に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、当機構に報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ WBS
- エ 業務フローチャート
- オ プロジェクトサイトの治安情報

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程

本件に係る業務工程は、2013年11月に開始し、以下の4つの期間に分けて実施することにより、約48ヶ月後の終了を目処とする。

- (1) 第1年次：2013年11月～2014年12月
- (2) 第2年次：2015年1月～2015年12月
- (3) 第3年次：2016年1月～2016年12月
- (4) 第4年次：2017年1月～2017年10月

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

- 第1年次 約34.5M/M
(全体) 約90.5M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な業務従事者の構成がある場合、その理由とともにプロポーザルに提案すること。また、下記の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付けの提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ア 総括／道路維持管理アドバイザー（2号）
イ 道路維持管理エンジニア（3号）
ウ メカニックエンジニア（3号）
エ 施工管理監督・品質管理者
オ 広報／業務調整

上記オについては、業務全体の補助要員として想定していることから、若手の技術者を可能な範囲で長期間貼り付けることを想定している。

上記アはポートモレスビーのプロジェクト本部、イ～オはレイのプロジェクト地方事務所をベースに活動することを想定している。

3. 相手国の便宜供与

- (1) C/Pの配置
- (2) 事務所スペースの提供（ポートモレスビー、レイ）

4. 配布資料および閲覧資料

- ・パプアニューギニア国「道路整備能力強化プロジェクト」詳細計画策定調査報告書（案）
- ・その他関連収集資料

5. 業務用機材

業務遂行上必要な機材があれば、プロポーザルの中で提案すること。

6. 現地再委託

本プロジェクトの実施に当たって、現地再委託は想定していない。

7. 安全管理

「パ」国における行動については、安全管理の観点から以下に示す JICA の安全管理基準を遵守すること。なお、JICA の安全管理基準については、随時変更の可能性があるため、変更の結果、業務実施に制約が発生し追加経費が必要になった場合、もしくは、安全管理基準の変更がなくても、業務実施過程で安全対策として必要な経費が発生することが明らかになった場合、随時協議の上、必要に応じてこれを認めることとする。

(1) 基本行動

原則として、JICA 専門家の移動は宿舎、配属先、プロジェクトサイト間に限定し、特に夜間は犯罪発生リスクが高まるため、日没後の移動は避けること。また、時間を問わず移動は常に車輛を利用し、徒歩での外出は原則禁止する。車輛による移動の際にも、単独ではなく複数台が前後に車列を組んで移動することが望ましい。

また、「パ」国滞在中は常に通信可能な携帯電話を携行し、常に関係者間で連絡が取れる体制を確保すること。なお、本プロジェクトの対象地域内は民間携帯電話会社のサービスが利用できる想定のため、衛星電話の購入の必要はない。必要性が生じた場合は、JICA 「パ」国事務所が衛星携帯電話を貸与する。

(2) 宿泊

宿泊施設は JICA の安全基準を満たす必要があるため、確保に際しては原則 JICA が指定する宿泊施設を利用することとするが、これら宿泊施設のキャパシティが足りない場合は、事前に JICA 「パ」国事務所と協議すること。

(3) 各種提出書類

「パ」国内の病院は設備、サービス共に低水準で高度な傷病には対応できないことから、過去には重度の傷病を負った JICA 専門家が海外に緊急搬送された事例も発生している。そうした事態に備え、JICA 「パ」国事務所では、滞在者の情報を一元管理している。ついては、滞在期間を問わず、業務従事者全員を対象に、渡航前に JICA 「パ」国事務所が定めるフォーマットに沿って JICA 側に情報を提供すること。加えて、コンサルタントチーム内で緊急連絡網を整備し、内容に変更があれば JICA 「パ」国事務所に提出すること。

また、JICA 「パ」国事務所として同国に滞在する JICA 関係者の動向を常に把握しておく必要があることから、出張等で居留地を離れる場合は事前に移動届の提出、承認を義務付けている。本プロジェクトにおいても専門家の地方都

市への出張が数多く想定されていることから、出張が決まった時点で別途 JICA「パ」国事務所が定めるフォーマットを用いて出張の1週間前を目途に申請し、事前承認を受けること。

(4) 警察及び警備会社によるエスコート

本プロジェクトの業務実施に当たって、上記7.(1)の基本行動を遵守している限りは、警察もしくは民間警備会社のエスコートが必要になる機会は少なく、また、パイロットサイトの選定に当たっても治安上問題のない場所を選ぶこととする。

一方で、もしエスコートの必要性が生じた場合には、まずC/P機関を通じて警察に車輛エスコートを依頼することとする。もし警察が対応できない場合は、民間警備会社によるエスコートサービスを利用することとし、プロポーザルでは必要経費(150 パプアニューギニアキナ/時間程度)を計上することも可能とする。

8. 安全管理にかかる特別経費

(1) 宿泊料

「パ」国内でも特にポートモレスビー及びレイではJICAの安全基準を満たす宿泊施設に限られ、かつそれらの宿泊料が高いことから、以下に掲げる調整単価を設定している。宿泊料の積算に当たっては同単価を用いること。

- ・ポートモレスビー：32,500円/泊
- ・レイ：27,500円/泊

なお、上記単価は物価変動及び為替レートの変動により、契約途中で見直される可能性がある。

(2) 警備会社エスコート備上費

上記7.(4)の通り、必要がある場合に備えて、民間警備会社によるエスコートサービスの利用経費も計上すること。なお、ポートモレスビーにおいては、JICA「パ」国事務所が契約する警備会社のエスコートサービスを利用できるため、経費を計上する必要はない。

9. 複数年度契約

本業務においては、第1年次契約、第2年次契約、第3年次契約、第4年次契約において、年度を跨る契約(複数年度契約)を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

以上

